

令和3年 第1回 峡南衛生組合

議会定例会 会議録

令和3年3月24日（水）午後3時00分より

峡南衛生組合 2階 議場 於

令和3年 第1回 峡南衛生組合議会定例会

- ・令和3年3月24日午後3時00分 令和3年第1回峡南衛生組合議会定例会
が峡南衛生組合議場に招集された。

- ・出席した議員は次のとおりです。

1 番	望月 郁夫
2 番	秋山 豊彦
3 番	伊藤 雄波
4 番	伊藤 達美
5 番	望月 光彦
6 番	赤池 朗
7 番	河井 淳
8 番	望月 十四朗
9 番	福与 三郎
10 番	川口 福三
11 番	米山 久志

- ・欠席した議員は次のとおりです。

12 番 議長	川崎 充朗
---------	-------

- ・地方自治法第121条の規程により説明のため会議に出席した者は、次のとおりです。

管理者	望月 幹也
副管理者	久保 眞一
副管理者	辻 一幸
副管理者	佐野 和広
会計管理者	小笠原 正人
身延町環境下水道課長	水上 武正
市川三郷町生活環境課長	丹沢 宏友
早川町町民課長	望月 重美
南部町水道環境課	遠藤 成

- ・本会議に、職務のため出席した者は次のとおりです。

所長	柿島 利巳
次長	望月 邦浩
主事	望月 義治

所 長 : それでは、開会に先立ち、相互にあいさつを交わしたいと思います。全員ご起立をお願いします。相互に礼。 ご着席ください。

ご連絡をいたします。本日、川崎議長より、体調不良により、欠席の届け出がございましたので、地方自治法第 106 条により、米山副議長に議長の職務を行っていただきます。それではよろしくお願ひいたします。

議 長 : 本日はお忙しい中ご出席をいただき 3 月定例議会が開会できますこと、心より御礼申し上げます。

本定例会に付議されております案件は、議案第 1 号から議案第 6 号の 6 案件であります。慎重審議の中にもスムーズな議会運営ができますよう、特段のご協力をお願い申し上げまして、開会のあいさつといたします。

ただいまから、令和 3 年第 1 回峡南衛生組合議会定例会を開会いたします。本定例会に管理者他関係者の出席を求めていますので、ご了承願ひます。議事日程はお手元に配布したとおりにししたいと思いますので、ご了承願ひます。

議 長 : 日程第 1。 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 83 条の規定により、5 番、望月光彦君、6 番、赤池朗君を指名します。

議 長 : 日程第 2。 会期の決定について議題といたします。会期については、議会運営委員会において協議されておりますので、その結果について議会運営委員長より報告を求めます。議会運営委員長、5 番、望月光彦君。

望月光彦君 : はい。それでは、議会運営委員会の報告をいたします。令和 3 年第 1 回の定例会の会期につきましては、さる 2 月 25 日に議会運営委員会を開催し協議いたしました。その結果、会期は本日 1 日とし、本日はこの後、議案第 1 号から議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論を行い、採決したいと思います。以上、議会運営委員会の報告といたします。お取りはからいをよろしくお願ひいたします。以上です。

議 長 : お諮りします。本定例会の会期については、議会運営委員長の報告どおり決定することにご異議ありませんか。

複 数 : 異議なし。

議 長 : 異議なしと認めます。従って、本定例会の会期は議会運営委員長の報告どおり、本日 1 日とすることに決定いたしました。

議長： 日程第3。 管理者あいさつ。管理者ご登壇ください。

管理者： 皆さま、こんにちは。開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。本日ここに令和3年第1回峡南衛生組合議会定例会を召集いたしましたところ、議員の皆さまには、年度末のご多忙の中ご出席を頂きましたことに、厚くお礼を申し上げます。

まずは、本組合における随意契約を巡る贈収賄事件について述べさせていただきます。

このことに関しましては、昨年11月の臨時議会の折にもご説明させていただきましたが、その後の経過といたしましては、新聞報道等によりますと、甲府地検は12月18日までに2018年1月から19年3月の10回にわたる、計、約380万円の現金授受と19件の下請け業務の賄賂に関して起訴いたしました。1月19日に甲府地裁において初公判が開かれ、両被告は起訴内容を認めております。

公判において、検察側より元職員に、2013年以降賄賂として約1,100万円の現金が渡っていたと説明がありました。

2月16日の2回目の公判においては、検察より元職員に懲役2年、贈賄の業者に懲役1年が求刑され結審いたしました。そして、判決は今年30日に予定されております。本件につきましては、職員は法令順守を促す立場であるにもかかわらず、このことを顧みず事件を起こしたことは大変遺憾であり、社会へ与えた影響は計り知れないものがあると認識しております。

今後におきましては、検査体制も含め、コンプライアンス研修の実施、財務規則の整備、入札による業務委託の実施、組合内における各担当課の総務の業務研修の実施による定期的な職員異動の実施などにより、綱紀粛正に努めてまいります。なお、今回の事件を受け、正副管理者の令和3年度の報酬カットに関する議案を提出させていただく予定ですので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

さて、世界中で猛威を奮う新型コロナウイルス感染症ですが、地域の重要なインフラを担う本組合におきましても、その拡大が非常に危惧されるところでございます。国内におきましては、医療従事者を皮切りにようやくワクチンの接種が始まっておりますが、今後大勢の方への接種が早急に進み、感染拡大防止、そして、一日も早くコロナ前の日常を取り戻せることを願うばかりであります。

続きまして、組合の管理者に関してですが、峡南衛生組合規約によりまして任期は2年と定められ、この3月末で私の任期が終了となり、4月1日からは南部町の佐野和広町長が管理者へ就任する予定となっております。よろしく願い申し上げます。本定例会の終わりに、議長より新旧管理者のあいさつの機会を許可いただけるようですので、その際に私からは感謝とお礼のあいさつを申し

述べさせていただきます。

最後になりますが、今議会への提出議案は条例関係 4 件、補正予算 1 件、新年度当初予算 1 件の合計 6 件を予定しております。議案の内容につきましてはこの後ご説明をさせていただきますが、十分にご審議を頂き、ご議決を賜りますようお願い申し上げ、開会にあたりましての私のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

議 長 : 日程第 4。 議案第 1 号。 峡南衛生組合事務局設置条例の制定について。 議案第 2 号。 峡南衛生組合給与条例の一部を改正する条例について、一括上程します。

議 長 : 日程第 5。 管理者に、議案第 1 号及び議案第 2 号について提案理由の説明を求めます。 管理者、望月幹也君。

管理者 : それでは、議案第 1 号、第 2 号についてご説明を申し上げます。

まず、議案第 1 号「峡南衛生組合事務局設置条例の制定について」であります。 峡南衛生組合事務局設置条例を次のように定めます。 提案理由を申し上げます。 管理者に属する事務を明確にするため、新たに条例を制定する必要が生じました。 これが、この議案を提出する理由でございます。

次に、議案第 2 号「峡南衛生組合職員給与条例の一部を改正する条例について」であります。 峡南衛生組合職員給与条例の一部を次のように改定するものいたします。

提案理由を申し上げます。 事務局設置条例を制定することに伴い、改正する必要が生じました。 これが、この議案を提出する理由でございます。 なお、両議案の内容につきましては、柿島所長より説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

議 長 : 議案第 1 号及び議案第 2 号について、詳細説明を求めます。 所長、柿島利巳君。

所 長 : 議案第 1 号、峡南衛生組合事務局設置条例の制定について。 及び議案第 2 号、峡南衛生組合職員給与条例の一部を改正する条例についての詳細説明をいたします。

峡南衛生組合における今回の不祥事につきましては、深く反省をし、再発防止に取り組まなければなりません。 議案第 1 号ですが、この対応の一つとして、本組合の財務規則を整備し、組合における事業の外部委託等においてしっかりと

した基準、手続き等を通して、公正、公平な事務対応としていく必要があります。そのためには、これまで管理者に属する事務が明確に規定されておりませんでしたので、今回の条例制定で明文化することにより、今後の財務規則等の整備を実施していくものです。

議案第 2 号につきましては、議案第 1 号の制定に伴い、行政職給料表と級別職務分類表を改正するものです。

以上で、議案第 1 号、峡南衛生組合事務局設置条例の制定について、及び議案第 2 号、峡南衛生組合職員給与条例の一部を改正する条例についての詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 : 日程第 6。 議案第 1 号及び議案第 2 号について、質疑を行います。質疑はございませんか。質疑がないようですので、質疑を終わります。

議 長 : 日程第 7。 議案第 1 号及び議案第 2 号について討論を行います。討論はございませんか。討論がないようですので、討論を終わります。

議 長 : 日程第 8。 提出議案の採決を行います。議案第 1 号、峡南衛生組合事務局設置条例の制定について、原案賛成の方の挙手を求めます。挙手全員であります。従って、議案第 1 号は原案どおり可決いたしました。

議案第 2 号、峡南衛生組合職員給与条例の一部を改正する条例について、原案賛成の方の挙手を求めます。挙手全員であります。従って、議案第 2 号は原案どおり可決いたしました。

議 長 : 日程第 9。議案第 3 号、峡南衛生組合管理者、副管理者の報酬及び費用弁償等の特例に関する条例の制定について、上程いたします。

日程第 10。議案第 3 号について、管理者に提案理由の説明を求めます。管理者、望月幹也君。

管理者 : それでは、議案第 3 号、峡南衛生組合管理者、副管理者の報酬及び費用弁償等の特例に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

峡南衛生組合管理者、副管理者の報酬及び費用弁償等の特例に関する条例の議案を提出いたします。提案理由を申し上げます。本組合職員の不祥事に対し、管理監督者である管理者、副管理者の報酬を減額し、もって責任を明らかにするとともに、組合行政への信頼回復を図るため、峡南衛生組合管理者、副管理者の報酬の特例に関する条例を制定する必要が生じました。これが、この議案を提出する理由でございます。なお、議案の内容につきましては、柿島所長より説明を

申し上げますので、よろしくお願いいたします。

議 長 : 議案第 3 号について、詳細説明を求めます。所長、柿島利巳君。

所 長 : 議案第 3 号、峡南衛生組合管理者、副管理者の報酬及び費用弁償等の特例に関する条例の制定についての詳細説明をいたします。このたびの本組合職員の不幸事に関しましては、組合関係各位、地域住民等への多大なご迷惑、ご心配をおかけすることとなり、深くおわび申し上げます。この条例の制定につきましては、この不幸事に関し、本組合の正副管理者会議での協議を受け、提案理由のとおり、管理監督者である正副管理者の令和 3 年度 1 年間分の報酬を全額カットする内容です。今後におきましては再発防止に取り組んでまいる所存です。

以上で、議案第 3 号、峡南衛生組合管理者、副管理者の報酬及び費用弁償等の特例に関する条例の制定についての詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 : 日程第 11。議案第 3 号について質疑を行います。質疑はございませんか。質疑がないようですので、質疑を終わります。

議 長 : 日程第 12。議案第 3 号について、討論を行います。討論はございませんか。討論がないようですので、討論を終わります。

議 長 : 日程第 13。提出議案の採決を行います。議案第 3 号、峡南衛生組合管理者、副管理者の報酬及び費用弁償等の特例に関する条例の制定について、原案賛成の方の挙手を求めます。挙手全員であります。従って、議案第 3 号は原案どおり可決いたしました。

議 長 : 日程第 14。議案第 4 号、峡南衛生組合公告式条例の一部を改正する条例について、上程いたします。

議 長 : 日程第 15。議案第 4 号について提案理由の説明を求めます。管理者、望月幹也君。

管理者 : それでは、議案第 4 号、峡南衛生組合公告式条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。峡南衛生組合公告式条例の一部を次のように改正するものといたします。提案理由を申し上げます。本組合において、昨年新たに掲示場を設置したので、関係条例を改正する必要が生じました。これが、この議案を

提出する理由でございます。

なお、議案の内容につきましては、同じく柿島所長より説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

議 長 : 議案第 4 号について、詳細説明を求めます。所長、柿島利巳君。

所 長 : 議案第 4 号、峡南衛生組合公告式条例の一部を改正する条例についての詳細説明をいたします。

峡南衛生組合の独自の掲示場はこれまでございませんでしたが、令和 2 年度中に組合管理棟の玄関前に新設させていただきました。このことにより、組合関係条例等の公布のための掲示が、この掲示場で可能となりました。この条例の一部改正は、これまでは各構成町へ依頼し、各掲示場での掲示で対応していただいておりますことを、峡南衛生組合前掲示場で行うことに改めるものです。なお、並行して組合ホームページへも掲載していく予定です。

以上で議案第 4 号、峡南衛生組合公告式条例の一部を改正する条例についての詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 : 日程第 16。議案第 4 号について、質疑を行います。質疑はございませんか。質疑がないようですので、質疑を終わります。

議 長 : 日程第 17。議案第 4 号について、討論を行います。討論はございませんか。討論がないようですので、討論を終わります。

議 長 : 日程第 18。提出議案の採決を行います。議案第 4 号、峡南衛生組合公告式条例の一部を改正する条例について、原案賛成の方の挙手を求めます。挙手全員であります。従って、議案第 4 号は、原案どおり可決いたしました。

議 長 : 日程第 19。議案第 5 号、令和 2 年度峡南衛生組合一般会計補正予算（第 2 号）について上程いたします。

議 長 : 日程第 20。議案第 5 号について提出理由の説明を求めます。管理者、望月幹也君。

管理者 : それでは、議案第 5 号、令和 2 年度峡南衛生組合一般会計補正予算（第 2 号）についてご説明を申し上げます。

表紙をめくっていただいて、2 ページをご覧ください。歳入歳出予算の補正のみ、ご説明をさせていただきます。第 1 条、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,893 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

れ 5 億 2,824 万 4,000 円とする。補正予算の内容につきましては、この後柿島所長よりご説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

議 長 : 議案第 5 号について、詳細説明を求めます。所長、柿島利巳君。

所 長 : 議案第 5 号、令和 2 年度峡南衛生組合一般会計補正予算 (第 2 号) について、詳細説明をいたします。内容については、各科目の実績等の精査による補正でありまして、減額した分につきましては財政調整基金に積み立てをするものです。

歳入から説明いたします。5 ページをお開きください。歳入。5 款 1 項 1 目、繰越金は、前年度繰越金として 1,848 万 7,000 円を計上いたしました。補正後の予算額は 2,048 万 7,000 円となります。7 款、南部使用料及び手数料。1 項 1 目、南部火葬使用料は 47 万 5,000 円の増額です。予算精査により増額させていただくものです。3 項 1 目、南部雑入の 1 節、南部支所雑入は 3 万円の減額です。

続きまして、歳出のご説明をいたします。6 ページをご覧ください。歳出。1 款 1 項 1 目、議会費は 124 万円の減額です。内容は新型コロナウイルスの感染拡大により、議員研修が実施できませんでした。このことによる減額です。2 款 1 項 1 目、一般管理費は 15 万円の増額です。1 節、報酬 20 万 8,000 円及び 2 節、共済費 3 万 2,000 円につきましては、会計年度任用職員に関する人件費の増額です。18 節、負担金、補助及び交付金に関しましては、新型コロナウイルス感染拡大により、事務研究会研修が実施できなかったことによる減額です。

3 款 1 項、清掃費。1 目、し尿処理費 70 万円の減額は予算精査によるものです。2 目、ごみ処理費の 3 節、職員手当等は予算精査による減額です。8 節、旅費は新型コロナウイルス感染拡大により、未実施のための減額です。14 節、工事請負費につきましては、契約差金分の減額です。

7 ページをご覧ください。5 款 1 項、支所費。1 目、南部一般管理費は、予算精査による需用費の光熱水費 26 万 7,000 円の減額です。2 目、南部し尿処理費の 3 節、職員手当等及び 10 節、需用費は予算精査による減額です。12 節、委託料につきましては、契約差金の減額分です。6 款 1 項 1 目、財政調整基金は 2,696 万 7,000 円の追加です。本所分と支所分それぞれ予算精査等により捻出した資金を各施設の維持管理費等に充当するために積み立てておくものです。

以上で議案第 5 号、令和 2 年度峡南衛生組合一般会計補正予算 (第 2 号) の詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

議 長 : 日程第 21。議案第 5 号について、質疑を行います。質疑はございませんか。質疑がないようですので、質疑を終わります。

議 長 : 日程第 22。 議案第 5 号について、討論を行います。討論はございませんか。討論がないようですので、討論を終わります。

議 長 : 日程第 23。 提出議案の採決を行います。議案第 5 号、令和 2 年度峡南衛生組合一般会計補正予算(第 2 号)について、原案賛成の方の挙手を求めます。挙手全員であります。従って、議案第 5 号は、原案どおり可決いたしました。

議 長 : 日程第 24。 議案第 6 号、令和 3 年度峡南衛生組合一般会計予算について上程いたします。

議 長 : 日程第 25。 議案第 6 号について提案理由の説明を求めます。管理者、望月 幹也君。

管理者 : それでは、議案第 6 号、令和 3 年度峡南衛生組合一般会計予算について、ご説明を申し上げます。裏面をご覧くださいと思います。

歳入歳出予算、第 1 条。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4 億 6,220 万 9,000 円を定める。2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表、歳入歳出予算による(一時借入金)。第 2 条、地方自治法第 235 条の 3、第 2 項の規定による一時借入金の最高額は 3,000 万円と定める(歳出予算の流用)。第 3 条、地方自治法第 220 条第 2 項、ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。括弧 1、各項に掲示をした給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合によける同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。予算の内容につきましては、柿島所長より説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

議 長 : 議案第 6 号について、詳細説明を求めます。所長、柿島利巳君。

所 長 : 議案第 6 号。令和 3 年度峡南衛生組合一般会計予算について、説明をいたします。

歳入から説明いたします。5 ページをお開きください。歳入。1 款 1 項 1 目、負担金 3 億 8,476 万 9,000 円につきましては、対前年度比 5,229 万 8,000 円の減額です。これにつきましては、主に令和 2 年度までは歳出 3 款衛生費の 2 目、ごみ処理費の 12 節、委託料において計上しておりましたごみ収集業務委託事業を、令和 3 年度より、各構成町において契約を締結して業務実施していただくことへの変更によるものです。なお、負担金につきましては、各町の前年度の事業実績に基づき算出しております。

次に2款、使用料及び手数料の1項1目、火葬使用料は峡南斎場使用料の595万円で、前年度と増額の計上です。2項1目、峡南本所清掃手数料は529万3,000円で、対前年度比58万8,000円の減額です。2目、ごみ処理手数料は4,995万3,000円で、対前年度比151万6,000円の減額です。これは人口減少を考慮し、可燃ごみ、古紙、ペットボトル、金物類の減少を見込んだことによるものです。3款1項1目、利子及び配当金は3万6,000円。財政調整基金利子です。

6ページをお開きください。4款1項1目、財政調整基金繰入金は731万5,000円です。主な内容は指定袋の静川地区配布分及び条例等の整備費用としての基金取り崩しによる対応です。5款1項1目、繰越金は200万円。6款1項1目、預金利子は2,000円。2項1目、雑入は峡南本所雑入で自動販売機収入の4万2,000円です。7款、南部使用料及び手数料。1項1目、南部火葬使用料は180万5,000円です。2項1目、南部清掃手数料は500万8,000円です。

7ページをご覧ください。3項1目、南部雑入は3万6,000円です。歳入については以上です。

次に歳出についての説明を行います。8ページをご覧ください。歳出。1款1項1目、議会費は196万9,000円です。対前年度比が5万円の増額となりました。10節、需用費にてマイクスタンド、整備費用等を計上させていただきます。その他、議員報酬や旅費、研修費用の計上です。2款、総務費、1項1目、一般管理費は4,200万5,000円で、対前年度比は835万2,000円の増額です。主に人件費、委託料、備品購入費の増額によるものです。1節、報酬から、4節、共済費は職員、会計年度任用職員に関する人件費です。この人件費の会計年度任用職員は契約関係業務対応の会計年度任用職員1名分を含む、2名分の人件費の計上です。なお、正副管理者の報酬につきましては、令和3年度1年分全額を未計上としております。

9ページをご覧ください。12節、委託料531万2,000円は、令和3年度において例規集内容精査業務308万円、財務規則作成支援業務143万円を計上させていただきました。組合の例規の整備を予定しております。ホームページ作成、保守費用は、前年度より23万7,000円減額の2万7,000円としております。13節、使用料及び賃借料419万2,000円は、条例システムリース料、公用車リース料、公会計、給与システム等に関する経費の計上であります。

10ページをご覧ください。14節、工事請負費213万6,000円は管理棟前の道路の横断側溝回収工事の費用です。17節、備品購入費144万円は軽トラックの購入費用を計上させていただきました。18節、負担金、補助及び交付金92万8,000円は、例年計上の健康診断負担金、静川6区鴨狩津向区補助金等の他、新任職員研修負担金、コンプライアンス研修負担金の金額を計上させていただきました。次に2目、公平委員会費3万6,000円は前年度と変わりありません。

11 ページをご覧ください。2 項 1 目、監査委員費 9 万 3,000 円も前年度と変わりありません。3 款 1 項、清掃費、1 目、し尿処理費 8,759 万 3,000 円は、対前年度比 21 万 7,000 円の増額です。主に需用費 439 万円の増額、また人件費及び工事請負費の 435 万 8,000 円の減額の差し引きによるものです。2 節、給料から、4 節、共済費までは、職員 3 名に係る人件費です。10 節、需用費 2,788 万 7,000 円の主な内容としましては、消耗品では水処理施設用の各種薬品代費用、光熱水費では電気料、修繕費では破砕機点検整備、繊維投入ポンプ点検整備等の費用です。12 節、委託料 1,386 万 2,000 円は、水質検査や受入槽等の清掃業務、また機械設備の点検整備委託料の計上を行いました。

12 ページをご覧ください。14 節、工事請負費が 2,699 万 3,000 円で、対前年度比 328 万 9,000 円の減額です。内容は、ナンバー2、消泡剤注入ポンプ更新、高濃度・中濃度脱臭ファン更新工事等の費用です。次に 2 目、ごみ処理費は 2 億 1,090 万 6,000 円で、対前年度比 5,412 万 4,000 円の減額です。主な要因としましては、これまで委託料に計上がありましたごみ収集業務委託費が各構成町での業務委託となったための委託料の減額、その他、需用費の減額及び工事請負費の減額によるものです。1 節、報酬から、4 節、共済費は職員 4 名及び会計年度任用職員の人件費です。

10 節、需用費が 4,130 万 1,000 円で、対前年度比が 1,433 万 3,000 円の減額です。これは主に消耗品費、修繕費での減額です。さらに新年度より、袋購入の費用が指定ごみ袋製造業務委託費として委託料に計上いたしました。

13 ページをご覧ください。12 節、委託料は 9,296 万 2,000 円で、対前年度比 3,613 万 3,000 円の減額です。これは主にごみ収集業務委託費の減額その他、増額分として、集塵装置点検費、資源ごみ運搬費、指定ごみ袋製造業務委託費等の差し引きによるものです。集塵装置点検は、煤煙を浄化する装置の点検です。資源ごみ運搬は、組合に持ち込まれたミックス紙、プラスチック等の資源ごみの処理場への運搬業務です。

14 ページをご覧ください。14 節、工事請負費は 4,676 万円で、対前年度比 363 万 8,000 円の減額です。内容につきましては、炉内給塵ストーカー補修工事 1,661 万円。2 号燃焼用空気予熱器修繕工事 1,333 万 6,000 円。その他、説明欄記載のとおりです。18 節、負担金、補助及び交付金は、汚染賦課金や講習会負担金等 56 万 4,000 円の計上です。衛生費の説明は以上です。

次に 4 款 1 項 1 目、火葬処理費は 2,243 万 5,000 円で、前年度比 196 万 9,000 円の増額です。これは主に工事請負費において、3 機ある火葬炉の制御盤の補修工事等の費用として、391 万 5,197 円を含む 433 万 3,000 円の計上によるものです。10 節、需用費 355 万円の計上です。15 ページの 12 節、委託料が 1,400 万 4,000 円です。火葬業務委託料 1,320 万円が主な内容で、その他は説明欄に記載のとおり

です。14 節、工事請負費は火葬炉設備修繕工事 391 万 6,000 円の他、自動ドア安全対策設置工事費 41 万 7,000 円の計上です。

5 款 1 項、南部総務費、支所費。1 目、南部一般管理費は 1,293 万 8,000 円の計上です。対前年度比は 19 万 5,000 円の増額です。

主な原因は需用費の消耗品費で、プリンター用トナー及び消火器の購入。修繕費において差動式スポット感知器取り替えによるものです。2 節、給料から、4 節、共済費までは、支所長及び職員 1 名分の人件費であります。10 節、需用費は 212 万 9,000 円です。主な内容は南部支所の電気料 162 万円です。

16 ページをご覧ください。12 節、委託料は 50 万 1,000 円です。これは南部支所の浄化槽、電気保安管理、消防設備点検等の支出です。2 目、南部し尿処理費は 6,589 万 8,000 円です。対前年度比は 396 万円の減額です。これは主に需用費の修繕費の減額によるものです。2 節、給料から、4 節、共済費までは職員 3 名分の人件費です。

17 ページをご覧ください。10 節、需用費は 2,313 万 6,000 円です。主な内容は消耗品費が 1,080 万 9,000 円で、水処理施設用の各種薬品代費用等です。修繕費はショベルローダー関係修理費等を費用で計上させていただきました。前年度比で 1,044 万 9,000 円の減額です。12 節、委託料は 2,442 万 4,000 円です。内容は水質検査や汚泥運搬業務委託の他、各種施設保守点検業務委託等の予算で、説明欄に記載のとおりです。

18 ページをご覧ください。3 目、南部火葬処理費は 1,630 万円で、対前年度比 19 万 8,000 円の増額です。10 節、需用費は 519 万 7,000 円です。主な内容としては修繕費で、火葬炉関係の修繕費用など 255 万 4,000 円を計上しています。12 節、委託料は 892 万 2,000 円です。火葬業務委託費 792 万円が主な内容です。17 節、備品購入費の内容は収骨台車です。6 款 1 項 1 目、財政調整基金積立金は 3 万 6,000 円です。19 ページの 7 款 1 項 1 目、予備費に 200 万円を計上いたしました。以上、雑ぱくではありますが、議案第 6 号、令和 3 年度峡南衛生組合一般会計予算の詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

議 長 : 日程第 26。 議案第 6 号について、質疑を行います。質疑はございませんか。質疑がないようですので、質疑を終わります。

議 長 : 日程第 27。 議案第 6 号について、討論を行います。討論はございませんか。討論がないようですので、討論を終わります。

議 長 : 日程第 28。 提出議案の採決を行います。議案第 6 号、令和 3 年度峡南衛生組合一般会計予算について原案賛成の方の挙手を求めます。挙手全員であります。従って、議案第 6 号は、原案どおり可決いたしました。

議 長 : 日程第 29。議会運営委員長から閉会中の継続調査申出書が提出されておりますので、議題といたします。閉会中の調査の申し出があります。議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の調査とすることにご異議ありませんか。

複 数 : 異議なし。

議 長 : 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の調査とすることに決定いたしました。

議 長 : 以上をもちまして、本定例会に付議されました議案は、全て終了いたしました。議員各位には慎重審議を頂き、心から敬意と感謝を申し上げます。来年度から、管理者が身延町の望月幹也町長から南部町の佐野和広町長に代わります。両名には一言ずつごあいさつを頂戴したいと思います。望月町長。

管理者 : 時代が変わった、平成から令和に変わった昨年度、それと今年 2 年度、この 2 年間管理者を務めさせていただきました。議員の皆さまにはこの 2 年間、ご指導、またいろんな面でご支援を頂きましたことを心より感謝を申し上げたいと思います。

私の代に元職員の逮捕、また受注者等も逮捕され、贈収賄事件ということで発覚してしまいました。大変申し訳なく思います。町民の皆さま、議員の皆さまにもおわびを申し上げます。

先ほども説明をさせていただいたんですが、あいさつの中で再発防止策を作りまして、既にそれが動き出しております。これからもぜひ、こういう再発が起きないように、管理者になりますけれども、注意してまいりたいと思います。4 月からはベテランの南部の佐野町長さんが管理者になりますので、安心して管理者を譲っていきたいと思いますので、本当にありがとうございました。

議 長 : 続いて、佐野町長。

佐野町長 : 突然の話なものですから、本当は 4 月 1 日以降ということで私があいさつをしようと思いましたが。実は、大変な不祥事が起きました。これは非常に恥ずかしいことでした。といたしますのも、今、山梨では西部環境広域組合がスタートいたしました。さらに、来年度から、多分、南部町からも 1 人派遣社員を送るということになります。ですから、他のところに負けないようにしっかり法令順守、守っていきたく。

私、意外と厳しいんです。今、南部の組合をやっていますけれども、やはり、何かありますと、かなり、その人を責めるのではないけれども、そこまで至った

ことをしっかりと聞きます。ですから、今後いろんなことがあるかと思いますが、ぜひ不審、不明な点がありましたら。その点は、われわれ管理者、それから副管理者というのは、常に現場を見ることはできませんけれども、現場にいる上司とかにいろいろ意見を聞きまして、何かあったらすぐ相談していただく。そうすればわれわれ管理者がすぐそれに対応したいと思います。ですから、今後 2 年間任されましたから、しっかりやっていきますので、皆さんにはぜひともご協力をお願いしたいと思います。以上であいさつを終わります。

議 長 : これをもちまして、令和 3 年第 1 回峡南衛生組合議会定例会を閉会といたします。

所 長 : 以上をもちまして、全日程が終了いたしました。大変ご苦労さまでした。相互にあいさつを交わしたいと思います。全員ご起立をお願いします。相互に礼。

複 数 : ご苦労さまでした。ありがとうございました。